

# 夏季休業日における生徒の心得

令和2年7月31日  
千葉県立長生高等学校

夏季休業日においては、その意義を十分に踏まえて自分自身で具体的な目標を設定し、学習活動や心身の錬磨に取り組むことができるように、自律的な生活を送ることを心掛けましょう。

また、日ごろできなかつたことを計画の中におりこみ、これを実践することにより、自己実現を図る大切な機会でもあります。

さらに、この機会に家庭生活を通して、家族の一員としての自覚と連帯感を深めましょう。

夏季休業日では、解放的な夏の気分から、とかく生活が不規則になりがちであり、悪い習慣が身につけてしまうと問題行動を起こしやすいので、以下のことをよく理解し『長高生』であることを十分自覚し、充実した生活を送りましょう。

## 1 生活計画

夏季休業日を有効に過ごすには何よりも計画を立てることが大切である。計画は無理がなく、ゆとりをもって実行できるものでなければならない。そして、計画を毎日確実に実行することが重要である。

## 2 学 習

進路指導部から示された事項及び学習にかかわる反省などに基づいて学習計画を立て、毎日必ず学習する。また、1・2年生については長期の休暇でなければできない研究や読書なども努めて行うようにする。

## 3 旅行・登山・キャンプ

学生割引乗車券を使用する旅行や長期にわたる家族旅行等は、所定の旅行計画書を提出する。

- (1) 単独の登山・キャンプ・水泳は危険を伴うのでしない。
- (2) グループによる旅行・登山・キャンプ等については、しかるべき責任者の引率を必要とする。
- (3) 落雷や豪雨による河川の急激な水位の上昇等の事故に巻き込まれないように十分注意する。

## 4 交通事故防止

交通事故は直接生命にかかわるので、毎日の生活において十分な注意を払うよう心掛ける。

- (1) 本県高校生の交通事故は依然として多く、社会問題の一つとなっている。
- (2) 自転車は交通法規を守り、慎重に運転すること。特に事故の主な原因である交差点での危険な横断、走行時のスマホ・携帯電話の使用や傘差し運転、ヘッドホンを使用しての運転、信号無視等は絶対にしてはならない。歩行者についても同様に十分注意する。
- (3) オートバイ(原付を含む)等の無免許運転、無断免許取得は禁止である。

## 5 水の事故防止

水泳時の事故は、遊泳禁止区域や不案内な旅行先、あるいは食事直後、疲労時等に発生している例が多いので、時、場所、自己の健康状態等を十分考慮して無理をしないようにする。また、マリンスポーツ(サーフィン、スキューバダイビング等)を行なう場合は専門家の指導を受け、安全について万全の注意を払う。単独行動は絶対にしない。

## 6 健 康

- (1) 最新の感染情報等に留意し、「新型コロナウイルス感染症」、「麻疹」、「風しん」、「感染症胃腸炎(ノロウイルス等)」などの感染症の防止を徹底する。特に新型コロナウイルス感染症については、感染予防のため「3密(密集、密接、密閉)」の回避やマスクの着用、手洗いの励行などを含む「新しい生活様式」を実践する。
- (2) 必要に応じて、学校内外の悩み事の相談窓口等を利用して『悩み事』等の早期解決を図り、問題を深刻化させないよう留意する。
- (3) 部活動やスポーツ活動中の熱中症の予防には、十分留意して事故防止に努める。

## 7 情報モラル

近年、インターネット上で犯罪を犯す者の低年齢化が指摘されている。有害サイトや『LINE』などのSNSを通じての事故やトラブルに巻き込まれないように一人ひとりが十分注意する。ネット上への安易な書込み(特に他人を誹謗中傷するなど)や許可のとれていない画像の投稿等は厳に慎むこと。

## 8 外出等

コロナウィルス感染症予防のため、不要不急の外出は極力控える。

- (1) 外出時は行き先・目的・帰宅時間等を必ず家人に知らせておく。午後11時から翌日午前4時までの外出は千葉県青少年健全育成条例第23条で禁止されている。特に本校では、夜10時以後の外出も禁止している。
- (2) 友人の家に遊びに行き、無断で友人宅に泊まったりしない。
- (3) 喫煙・飲酒は絶対禁止である。また、パチンコなど高校生にふさわしくない娯楽はしない。
- (4) 車両を使用しての不審者被害が発生している。外出時は服装及び行動に気をつけ、不用意に見知らぬ人の車に近づいたり同乗したりしてはいけない。
- (5) 男女の交遊は自覚ある行動をとり、逸脱した交遊に走ってはいけない。

## 9 アルバイト等

- (1) アルバイトは、原則として禁止である。(経済的理由等で希望する生徒も、業種や仕事内容に留意し、事前に必ず学校の許可を受けなければならない。)
- (2) 家事の手伝いはすすんで行き、勤労の習慣を身に付ける。

## 10 問題行動の防止

休業中の交遊関係から非行に走る事例は数多く見られるが、それは自律心のないことが大きな要因である。不良交遊・不健全娯楽及びいわゆる『たまり場』への出入等については、自分を強く律するところがないと認めなければならない。また、警察官、補導員、他校の先生等から声をかけられた時は、当然のことながら素直に指導に従うことが重要である。

## 11 覚醒剤等の薬物乱用防止

事故を起こす原因として覚醒剤等の薬物について正しい知識がないため、薬物の使用に対する抵抗感や罪悪感が十分でないことがあげられる。授業や講演会等を通してその危険性については理解していると思うが、薬物等は絶対に使用してはならない。また、薬物等にかかわる者に声をかけられないよう服装・態度等に細心の注意を払い、誘いに対しては毅然とした態度で拒否できなければならない。

また、最近問題になっている『危険ドラッグ』についても危険な薬物であることを十分に認識し、絶対に手を出してはならない。

## 12 その他

- (1) 休業中といえども登下校には制服を着用し、部活動その他で校舎や校庭を使用する時は必ず管理責任者の職員に届け出る。部室等の鍵の使用も学期中と同様に十分に注意する。下校時刻等は平常通りの規定を遵守する。
- (2) 重い病気、その他一身上の事故や変化が起こった時は、直ちに学校又は担任に連絡する。
- (3) 学校内で不審者を見かけたら近寄らず直ちに職員に連絡すること。学校外において身の危険を感じたら直ちに付近の人たちに保護を求めると同時に学校・警察・消防署などに連絡をとる。万が一、被害にあった場合には躊躇することなく110番通報する。その際の行動指針として、①身体の安全確保(逃げる・助けを求める)、②110番通報、③家庭への連絡、④学校へ連絡を確実に実行する。
- (4) ボランティア活動や地域の勤労奉仕活動、福祉活動に関心を持ち、機会があれば積極的に参加するように心掛ける。

○ 学校の電話番号 0475(22)3378      ○ 茂原警察署 0475(22)0110  
※ 学校閉庁日 8/11(火)～14(金)

○ ホールM担任の電話番号 ( )      ○ 茂原消防署 0475(24)0119

～相談窓口～

### 1 SNS相談

「そっと悩みを相談してね ～SNS相談@ちば」

(毎週水曜日と日曜日) 午後5時～午後9時 ※8/27(木)～9/5(土)の期間は毎日実施

### 2 電話相談

24時間子供SOSダイヤル0120-0-78310

千葉県子どもと親のサポートセンター(24時間)0120-415-446

子どもの人権110番(月～金8:30～17:15)0120-007-110

ヤング・テレホン(月～金9:00～17:00)0120-783-497

千葉いのちの電話(24時間)043-227-3900

チャイルドライン千葉(月～土16:00～21:00)0120-99-7777

ライトハウス千葉(火～日10:00～17:00)043-420-8066